

④支払の請求 **運転手**
(10/6まで 業者⇒市長)

請求書(選挙運動用自動車の使用)**運転手**

北茨城市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記のとおり請求します。

請求日は、10月6日まで

令和8年10月6日

(宛先) 北茨城市長

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

北茨城市中郷町上桜井〇〇番地
中郷 五郎

中郷

法人の場合は、会社印、
代表者氏名、代表者印が必要です

記

- 1 請求金額 **84,000円**
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 選挙名 令和 8 年 9 月 2 7 日執行北茨城市長選挙
4 候補者の氏名 **北茨城 太郎**
5 支払先

金融機関名	北茨城銀行	本・支店名	中郷支店
預金種別	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	ナカノゴロウ		
口座名義	中郷 五郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の消費量、自動車登録規則(昭和 4 5 年ラビア数字、燃料供給量及び燃費)の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日以後 1 0 日以内に提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、北茨城市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙)その2の3

請求内訳書

(一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

使用年月日	報酬 (ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年 9月20日	12,000円	12,500円	12,000円	
9月21日	12,000円	12,500円	12,000円	
9月22日	12,000円	12,500円	12,000円	
9月23日	12,000円	12,500円	12,000円	
9月24日	12,000円	12,500円	12,000円	
9月25日	12,000円	12,500円	12,000円	
9月26日	12,000円	12,500円	12,000円	
計	84,000円	87,500円	84,000円	

備考

- (ア)には、1日当たりの報酬、(イ)には、基準限度額(12,500円)を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、どちらか少ない方の額を記載してください。

契約した金額

基準限度額は
1日12,500円

どちらか
少ない方の額